

# 板橋区議会基本条例を制定しました

## ～開かれた議会・活力ある議会をめざして～

### 板橋区議会基本条例・前文

私たち板橋区議会は、区民の福祉の増進を図ることをその目的とするとともに、区民の意思を区政に最大限に反映させる役割を担っている。

その目的及び役割を果たすためには、議会本来の役割である議論及び討論を通じて問題の論点及び争点を明らかにすることはもとより、自らも政策立案及び政策提言を行い、真の地方自治を実現することが必要である。

このため、私たち板橋区議会は、平成22年(2010年)に議会改革勉強会を設置して議論を積み重ねた。そして、翌年に設置された議会改革調査特別委員会において「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。その結果、総括質問におけるインターネット中継の実施及びIT機器の活用、東京23区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現されるに至った。

私たち板橋区議会は、これまで実施してきた議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、区民に板橋区議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、ここに板橋区議会基本条例を制定し、区民の幸せと繁栄を実現することを決意する。

板橋区議会(以下「区議会」)では、平成22年に議会改革勉強会を設置し、区議会のあり方に関する認識を深めてきた。そして、平成23年に設置した議会改革調査特別委員会にて、議会改革の方向性を基に、予算・決算総括質問のネット中継、東京23区初の議会報告会の開催などの議会改革に取り組んできた。これらの議会改革を一層推進するとともに、区民の皆様が果たすべき責任や役割を明確に示すため、議会基本条例(以下「条例」)を制定することとし、超党派の議員による「議会基本条例作業部会(以下「作業部会」)において、条例制定に向けた議論を重ねてきた。

このように、平成26年5月には、条例の制定に先駆け、東京23区で初となる議会報告会を開催しました。議会報告会には約260名の方に参加いただき、平成26年第1回定例会における議論の経過を報告



議会基本条例作業部会のメンバー

したほか、多くの貴重な質問をいただきました(議会報告会報告書は区議会ホームページでご覧いただけます)。その後、9月には作業部会での検討結果を全議員に報告する全員協議会を開催し、議会全体で条例の素案について合意形成を進めてきました。



全員協議会における質疑応答の様子

トを実施し、6名の方から22件の貴重なご意見をいただきました(ご意見の内容と区議会の考え方は区議会ホームページでご覧いただけます)。そして、いただいたご意見を参考としながら、平成26年第4回定例会に条例を上程し、原案のとおり可決・成立しました(平成27年4月1日より施行)。

なお、条例では、議会報告会や区長等による反問・反論権などの具体的規定のほか、長期間にわたり議会活動を休止した議員の報酬や期末手当を減額する規定も設けており、この規定に基づき「東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「東京都板橋区議会会議規則」の一部改正しました(同時に費用弁償の額の減額改正も行いました)。このほか、条例との整合性を確保するため「東京都板橋区議会委員会条例」の一部改正しました。

区議会は、この条例を目的とするのではなく、議会改革の手段として活用し、区民の皆様への幸せと繁栄を実現するために一層努力していきます。

### 現任期における議会改革の歩み

- 平成23年5月 議会改革調査特別委員会を設置
- 平成23年6月 板橋区議会事務局公式ツイッター開始
- 平成23年7月 いたばし区議会だより電子書籍版の提供開始
- 平成24年2月 議会改革の方向性を明記した議会改革調査特別委員会報告書を決定
- 平成24年2月 予算審査特別委員会においてプロジェクターを使用した総括質問を開始
- 平成24年6月 議会慣行をホームページで公開開始
- 平成24年12月 本会議・委員会の次第、議案書などの配布資料をホームページで公開開始
- 平成25年3月 予算審査特別委員会総括質問のユーストリーム生中継・録画中継を開始
- 平成25年6月 議会運営委員会において議会基本条例作業部会の設置を決定
- 平成25年10月 議会基本条例作業部会での議論を開始
- 平成26年5月 東京23区初となる議会報告会を開催
- 平成26年7月 政務活動費の収支報告書(平成25年度分)をホームページで公開開始
- 平成26年9月 全員協議会を開催し、議会基本条例(素案)を了承
- 平成26年10月 議会基本条例(素案)のパブリックコメント実施
- 平成26年10月 議員ごとの表決態度をホームページで公開開始
- 平成26年12月15日 東京23区では荒川区に続き2番目となる議会基本条例を制定(平成27年4月1日より施行)

### 一条例の概要

※板橋区議会基本条例の全文や逐条解説は区議会ホームページに掲載しています

- 前文 板橋区議会が、区民の皆様のご幸せと繁栄を実現することを決意しています
- 第1章 総則(第1条・第2条) 議会基本条例制定の目的や条例中の定義について規定しています
- 第2章(第3条～第7条) 議会・議員の活動原則、議長の責務、会派などについて規定しています
- 第3章(第8条～第12条) 情報公開の推進、議決責任、説明責任、議会報告会など、区民の皆様と、選挙で選ばれた議員の合議体である議会との関係について規定しています
- 第4章(第13条～第17条) 区長などによる反問権・反論権、政策などの形成過程の説明など、議員と同じく選挙で選ばれる区長と、合議体である議会との関係について規定しています
- 第5章(第18条・第19条) 議員が所属する委員会における委員同士の討論、議会による政策立案や政策提言の充実など、議会運営について規定しています
- 第6章(第20条～第23条) 議会・議会事務局の体制整備、専門的知見を活用した調査などについて規定しています
- 第7章(第24条～第27条) 政務活動費、議員定数、政治倫理、議員報酬などについて規定しています
- 第8章(第28条・第29条) 議会基本条例と議会に関する他の条例・規則などとの関係、議会基本条例の見直し手続きについて規定しています